

1 2月9日本会議再開（第2日目）

1. 出席議員 13名

1 番議員	滝 沢 幸 映 君	9 番議員	玉 川 清 史 君
2 "	中 嶋 登 君	10 "	山 城 峻 一 君
3 "	塚 田 舞 君	11 "	柰 津 明 子 君
5 "	水 出 康 成 君	12 "	大日向 進 也 君
6 "	宮 入 健 誠 君	13 "	朝 倉 国 勝 君
7 "	中 村 忠 靖 君	14 "	大 森 茂 彦 君
8 "	星 哲 夫 君		

2. 欠席議員 なし

3. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者

町 長	山 村 弘 君
副 町 長	臼 井 洋 一 君
教 育 長	塚 田 常 昭 君
総 務 課 長	伊 達 博 巳 君
企 画 政 策 課 長	竹 内 祐 一 君
会 計 管 理 者	竹 内 優 子 君
住 民 環 境 課 長	山 下 昌 律 君
福 祉 健 康 課 長	鳴 海 聡 子 君
商 工 農 林 課 長	北 村 一 朗 君
建 設 課 長	堀 内 弘 達 君
教 育 文 化 課 長	長 崎 麻 子 君
収 納 対 策 推 進 幹	細 田 美 香 君
まち創生推進室長	小河原 秀 昭 君
D X 推 進 室 長	瀬 下 幸 二 君
総 務 課 長 補 佐	宮 下 佑 耶 君
総 務 係 長	宮 嶋 和 博 君
総 務 課 長 補 佐	宮 嶋 和 博 君
財 政 係 長	宮 原 卓 君
企 画 政 策 課 長 補 佐	宮 原 卓 君
企 画 調 整 係 長	川 島 徳 夫 君
保 健 セ ン タ ー 所 長	橋 本 直 紀 君
子 ども 支 援 室 長	

4. 職務のため出席した者

議 会 事 務 局 長	大 橋 勉 君
議 会 書 記	柳 澤 ひろみ 君

5. 開 議 午前10時00分

6. 議事日程

第 1 一般質問

- | | |
|----------------|------------|
| (1) 災害対策についてほか | 玉 川 清 史 議員 |
| (2) 医療費についてほか | 祢 津 明 子 議員 |
| (3) 公共交通についてほか | 大日向 進 也 議員 |
| (4) 消防団についてほか | 宮 入 健 誠 議員 |

7. 本日の会議に付した事件

前記議事日程のとおり

8. 議事の経過

議長（滝沢君） おはようございます。

ただいまの出席議員は13名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、本日から一般質問の期間中、カメラ等の使用の届出がなされており、これを許可してあります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第1「一般質問」

議長（滝沢君） 質問者は、お手元に配付したとおり8名であります。質問時間は、答弁を含めて1人1時間以内でありますので、理事者等は通告されている案件について、簡明に答弁されるようお願いいたします。

なお、通告者も、これには格段のご協力をお願いいたします。

それでは順番によりまして、初めに9番 玉川清史議員の質問を許します。

9番（玉川君） おはようございます。ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問をします。

初めに、1. 災害対策について。

質問は一つ。イ. 避難対策について。

1、ペット同行避難の計画の進展は。

同僚議員からも再三にわたり質問がありましたが、先日の町民の皆さんとの議会意見交換会でも、どうなっているのかと早期の対策を望む声をいただきました。また、先月の社会文教常任委員会の視察先でも、ほんの一端ではありましたが、体制整備を確認できました。

当町では、ホームページを介しての情報発信をしています。ホームページを見ることのできない飼主さんへの情報提供や周知、また同行避難についての相談体制などを含む当町での計画の進行状況を伺います。

町長（山村君） ただいま玉川議員さんから1番目の質問としまして、災害対策についてご質問がありました。

近年、我が国においては、地震や水害など大きな災害が頻発しております。過去の震災においては、一旦避難した避難者が、自宅に取り残されたペットを避難させるために自宅に戻ったことで、災害に巻き込まれたケースや、飼い主とはぐれたペットが放ろう状態となった後に、被災地で繁殖・増加するなどの問題も生じるなど、ペットの避難については、飼い主と町がそれぞれの責務により、適切な対応を行う必要があるものと考えているところであります。

当町の地域防災計画においては、避難所等における家庭動物の適正飼養、飼うことですね。適正飼養について、飼い主がペットと同行避難するための適正な飼養環境を確保し、適正飼養を行うこととしており、町が実施する対策といたしまして、ペットとの同行避難の状況について把握するとともに、避難所及び応急仮設住宅等における適切な体制整備に努めるものとしております。

また、飼い主が実施する対策といたしましては、災害発生時においても、動物の健康及び安全を保持し適正に扱うことや、避難所のルールに従い適正な飼育を行うものとしております。

近年、各地で発生した災害時において、避難所でのペット受入れが課題として取り上げられる中、当町におきましては、本年8月25日に村上小学校を会場に実施しました坂城町の総合防災訓練におきまして、初めての取組として、会場の一角にブースを設け、ペット同行避難における注意点や準備しておくことなどについて周知を行ったところであります。

ブースでは、長野県動物愛護会の皆様のご協力により、飼い主として準備しておくことや、被災したときの過ごし方・注意点などのリーフレットの配布など、ペットの同行避難に役立つ情報を周知するとともに、実際に避難する場合に役立つペット用のケージや、リードなどを展示し、使用方法や注意点などについて説明したところであります。

また、発災時に避難所を開設する状況になった際には、限られた避難スペースの中で、より多くの住民の皆様を受け入れることになり、一般の避難者と同じ空間にペットを避難させることは、動物の苦手な方や動物アレルギーを持った方もいることが想定される中で、避難者の健康管理や避難所の適正な運営といった面からも、課題が多いものと考えているところであります。

こうした点を踏まえまして、ペット同行避難を行う際には、可能な範囲で避難者のいる空間とは別の屋内外で風雨をしのげるスペースをペットの避難場所として検討するほか、避難所に近い場所に駐車場を確保しての車中避難や、被災の状況に応じ安全を確保できる場合であれば、自宅での避難といった対応を併せて考慮する必要があると考えているところであります。

続きまして、幅広い年代の飼い主への情報提供や相談体制などについてのご質問であります。が、町では、「いざという時、災害からペットを守るために」という項目で、町ホームページ

から環境省のサイトをご覧いただけるようにしており、ペットの飼い主やこれからペットを飼われようとしている方々へ、周知を図っているところであります。

また、これとともに、災害時のペットの移動などを想定して、普段からペットをケージに慣れさせることや、車中避難を想定してペットを車に慣れさせることなど、飼い主の皆様へのお願いとして、定期的に広報誌にも掲載しているところであります。

町としましては、町総合防災訓練において、ペット同行避難に係る注意点などの周知や啓発に継続的に取り組むとともに、ホームページや広報誌などによる情報の発信、各地区へ出向いて実施される出前講座での説明などを行っていくほか、相談窓口としまして県保健福祉事務所や、ハローアニマルの周知を図るなど、様々な機会を捉える中で情報提供をしてみたいと考えております。

9 番（玉川君） ご回答いただきましたように、同行避難所の確保や環境の整備など、課題は多いと思います。できるところから、まずは飼い主さんとそのほかの皆さんの理解増進が大切だと考えます。

特に、飼い主さんへのアドバイスを含めた、いつでも持てるようなパンフレット、こういったものを早急に用意していただきたいということ、それと避難所の環境整備については、飼い主さんとペットである当事者、またペット同行避難だけではありませんが、移動することが困難な、体に障がいのある皆さんなども対象に、実際に訓練に参加していただいて、生の声を生かして欲しいと要望しまして、次の質問に移ります。

2. 子ども支援について。

イ. 子ども支援について、二つ質問します。

1. 子どもに関する相談窓口の状況、そして受付方法は。

2. SNSを取り入れるなど、子ども自身が相談しやすい体制整備への考えはとして伺います。

最初の質問でも参考にしました視察、ここでは子どもの権利条例に基づいて、第三者機関の子どもの相談体制が確立されていきました。既に15年以上だそうです。この機関が一昨年からはめたのがLINEでの相談。低学年からも相談があって、相談方法の多数を占める現状だそうです。相談が進むにつれて電話や対面になっていくとのことでしたが、相談の最初の取っかかり、入り口として十分な効果であると評価されていきました。

当町の状況と子どもが使いやすい相談窓口の体制整備についての町の考えについて伺います。

子ども支援室長（橋本君） 2. 子ども支援についてのご質問にお答えいたします。

町では、子どもたちの健やかな成長を支援し、安心して子どもを育てられる環境を整えるため、年々多様化している保護者や子どもたち自身が抱える悩み事や困り事などについて、気軽に相談できるよう相談窓口を設け、適切な対応を図るとともに必要な支援につなげているとこ

ろであります。

ご質問の子どもに関する相談窓口の状況でございますが、町では、子育てに関する総合相談窓口であります子育て支援センターを中心として、小学校や中学校、教育委員会、保健センターにおいても相談を受け付けております。

具体的な体制としましては、子育て支援センターでは公認心理士や家庭児童相談員、保育士が相談に応じており、小中学校では、担任の教諭をはじめ、養護教諭、校長や教頭、教育・心理カウンセラーや教育コーディネーターが対応しているほか、県から派遣されたスクールソーシャルワーカーなどが保護者や子ども自身の相談に応じており、保健センターにおきましては、保健師や栄養士が相談に応じております。

さらに、県においても子ども支援センターや県教育委員会、児童相談所、警察署などに、それぞれ相談窓口を設け、いじめや不登校など学校生活に関わる相談や児童虐待、心や体の健康相談など、子どもに関する全般について相談に応じているほか、国のこども家庭庁や法務局、NPO法人などの民間団体も相談窓口を設け、相談に応じている状況であります。

次に相談の方法といたしましては、町の子育て支援センターや教育委員会、小中学校、保健センターでは、電話や対面、メールの三つが主な受付方法であります。また、場合によっては学校で配布したクロームブックを利用して相談に応じております。

また、国や県などにおきましては、相談専用の電話回線を設ける中で、電話による相談窓口の案内が多い状況であります。県やこども家庭庁、民間団体では、特に若年層にとって利用しやすい手段として、SNSを活用した相談窓口を開設しているところであります。

続きまして、SNSを取り入れるなど、子ども自身が相談しやすい体制整備の考えについてですが、町といたしましては、子どもたちが悩みや不安を1人で抱え込むことがないように、まずは、どこに相談したらよいかを知ることが最も重要であると考えており、町ホームページをはじめ、学校だよりや学年・学級だより、新年度に全家庭に配布するガイドブックなどに相談先を掲載し、周知を図っているところであり、今後も引き続き、町内外に開設されている相談窓口や利用可能な相談方法などについて、周知を図ってまいりたいと考えているところであります。

さらに、子どもたちの悩みや不安に対しての対応は、正確性や専門性が不可欠であることから、公認心理士などをはじめとした専門職ができる限り直接、丁寧に対応することも配慮しているところでもあります。

一方で、SNSなどを活用するなど、必要なときはいつでも何らかの形で相談できる体制につきましても、有効な一つ的手段であると考えられることから、国や県で行っているSNS相談窓口の周知を図るほか、町の相談体制の整備につきましても、SNSに限らず、より充実した支援が提供できるよう、関係機関と連携し研究してまいりたいと考えております。

9 番（玉川君） 相談窓口の周知の件なんですけど、これについて、ホームページや学校で配布するチラシというようにお話がありましたが、先ほどの視察先なんかでは、その前のペットの同行避難でもそうなんですけど、簡単なカードのようなもので、常時持ち歩けるような形で配布するというようなことも行われています。ですから、そういったところも取り入れていただいいてですね、頑張ってくださいと思います。相談は待ったなしですので、できるだけ相談の窓口を大きく開いて、受け入れていただきたいと思います。

次の質問に移ります。3. 精神障がい者入院医療費助成制度についてです。

イの利用状況と所得制限についてとして、二つ質問します。

1、精神障がい者入院医療費助成制度の利用状況は。

2、精神障がい者入院医療費助成制度の所得制限の緩和についての考えは。

令和4年に、町に頑張ってくださいと独自に始めた助成制度ですが、大変に感謝はしております。しかし、制度は改善していくことも必要です。所得制限については何度もお聞きしておりますけれども、その都度の回答は、利用状況と利用者の声をお聞きしてからということでした。対象となり得る皆さんからも改善の声が多く、強く聞こえてきます。制度の利用状況と利用のための所得制限緩和についての町の考えを伺います。

福祉健康課長（鳴海さん） 3. 精神障がい者入院医療費助成制度についてのご質問にお答えいたします。

障害者基本法では、障がいの定義について、「身体障害、知的障害、精神障害その他の心身機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により経済的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある者」とされています。

このうち、精神障がいの症状といたしましては、いらいらや不安感、落ち着きのなさや集中力の低下のほか、神経過敏や感情の不安定などの比較的軽いものから、躁鬱状態や幻覚妄想状態、あるいは興奮状態などの統合失調症や、自閉症や学習障がいなどの発達障がい、ストレス関連障がいなどがあります。

このような精神障がいがある方に対して、精神障害者保健福祉手帳が交付され、自立と社会参加の促進を図るため、税制上の優遇措置や各種サービス・支援が受けられることとなっております。

また、精神障害者保健福祉手帳の障害等級は、単独での日常生活が困難な状態である1級、日常生活に著しい制限を受ける状態である2級、日常生活や社会生活に制限を受ける状態である3級があり、等級の判定については、精神疾患の状態や日常及び社会生活上の障がいの程度と併せ、医師の診断書から総合的に行われます。

町では、精神障がいがある方を含め、日常生活や社会生活に制限を受ける障がいのある方に対し、子どもやひとり親家庭などと同様に、経済的な負担の緩和を図り、安心して医療を受け

られるとともに、福祉の増進を図ることを目的に、福祉医療費給付事業を実施しているところでもあります。

障がいのある方への福祉医療費給付事業につきましては、身体、療育、精神の手帳種別ごとに区分し、それぞれの要件を設けて対象の医療費を給付しており、精神障害者保健福祉手帳所持者については、等級にかかわらず全ての方の通院及び精神科以外の入院を、所得制限を設けず実施しております。

この福祉医療費給付事業の実施につきましては、市町村により支給対象者と要件が異なりますが、県においても福祉増進の観点から、一定の対象範囲内での給付分について助成を行っており、精神障がいのある方に係る県の助成対象は、精神障害者保健福祉手帳１級及び２級の所持者の通院と限定したもので、加えて一定の所得制限が設けられています。

また、県内の状況を見ますと、令和６年８月１日時点において、精神障害者保健福祉手帳所持者に対する精神科入院を福祉医療制度で実施している自治体は４０市町村で、当町を含む３７市町村は実施していない状況であります。

さらに、精神科入院を助成の対象としている自治体においても、対象範囲や要件は様々であり、所得要件に関しましては実施団体の７５％に当たる３０市町村が一定の制限を設けている状況であります。

町では、このような福祉医療制度の状況を踏まえ、精神障がい者の精神科への入院医療費の負担軽減を図るため、坂城町精神障がい者入院医療費助成金交付要綱を定め、令和４年４月から実施しております。

この制度の内容といたしましては、町内に住所を有し、精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、住民税非課税世帯の方を対象とし、精神科への入院医療費の自己負担額から月額５００円を差し引いた額を助成金として支給するもので、町独自の福祉施策として実施しているものであります。

ご質問の利用状況につきましては、令和４年度は６名で１０９万８，６００円、５年度は７名、１４５万１，８２６円、６年度は８月分までで８名、８２万７，９９０円に助成を行ったところであります。

次に、所得制限の緩和についてのご質問であります。坂城町精神障がい者入院医療費助成制度は、従来、精神科への入院について福祉医療制度による助成がなかったことから、低所得世帯においては経済的負担も大きいことや、町の財政状況を踏まえた制度の持続可能性等も含めて検討し、町の精神障がい者家族会の会議においても制度の説明や意見交換を交える中で、住民税非課税世帯を対象として開始したものであります。

町の精神障がい者入院医療費助成制度の在り方につきましては、町の財政状況も考慮する中で検討してまいりたいと考えておりますが、引き続き、県の福祉医療費給付事業につきまして

も助成対象の拡大を要望してまいりたいと考えております。

9 番（玉川君） 財源の問題で県のほうに要望を続けていただく。頑張っていたいただきたいと思えます。

国はですね、障がいと理由とした差別を解消する基本方針を出しています。ほかの福祉医療との同等の扱い、これが単独で難しいなら、国にも支援を訴えることが必要です。ぜひ検討を続けてほしいとお願いいたします。

最後の質問になります。

4. 国民健康保険について

イ. 国保税について

1、加入者数、加入世帯数、調定額について、直近3年間の状況は。

2、国保税を下げる施策をとって二つ質問いたします。

福祉健康課長（鳴海さん） 4. 国民健康保険についてのご質問にお答えいたします。

国民健康保険制度は、ほかの医療保険制度に加入されていない全ての方を対象とした医療保険制度で、加入する被保険者の疾病、負傷、出産等に関して必要な給付を行い、社会保障及び国民保健の向上に寄与することを目的とした制度となっております。

また、国民健康保険は、地域保険として市町村が運営する体制から、高齢化の進行や脆弱な財政基盤などの構造的な課題に対応し持続可能で安定的な財政運営を図るため、平成30年度から都道府県単位での運営が開始されました。

これにより、国民健康保険の運営につきましては、財政の安定化、市町村事務の効率化、医療費抑制の取組の推進など、県が統一的な運営方針を定め、県と市町村が共通認識の下で行っているところであります。

ご質問の、当町の国民健康保険に加入する直近3か年の被保険者数であります。各年度末の人数で、令和3年度は2,809人、4年度2,645人、5年度2,540人で、世帯数につきましては、3年度1,842世帯、4年度1,762世帯、5年度1,713世帯でいずれも年々減少している状況であります。

これらの減少の要因といたしましては、少子化による若い世代の加入者が減少していることに加え、後期高齢者医療制度への移行者の増加、社会保険の適用拡大によるものと捉えているところであります。

また、国民健康保険特別会計の歳入予算のうち、国民健康保険税の現年課税分調定額であります。直近3か年のそれぞれの額は、3年度は2億8,016万8千円、4年度2億6,959万5千円、5年度2億6,649万6千円と、被保険者数の減少に比例して年々減少傾向にあります。

続きまして、保険税を下げる施策についてのご質問にお答えいたします。

県が財政運営の責任主体となりました平成30年度以降、県内各市町村が、被保険者数や医療費に応じ県全体の国保に係る費用を公平に負担するため、県が各市町村の国保事業費納付金の額を決定する新しい仕組みに変わり、持続可能な社会保障制度の確立を図るため取組を進めているところであります。

町におきましては、県が示す納付金を賄うための国民健康保険税について、国民健康保険基金を段階的に繰り入れる、町独自の激変緩和措置を講じることで、加入する被保険者の負担が急激に増加することがないように配慮しているところであります。

一方、県が策定する国民健康保険の運営方針におきましては、決算補填等を目的とした、保険税収入不足分や保険税の負担緩和、累積赤字補填等のために一般会計から繰入れを行う法定外繰入れについては解消していく方針が示されているところであります。

また、これらの赤字削減を目的に法定外繰入れを行った場合は、国保財政健全化の観点から当該繰入れの解消に向けた目標年次及び、具体的な取組を記載する計画書を策定することが各市町村に課されることから、現時点での法定外繰入れは考えていないところであります。

国民健康保険事業につきましては、一つの独立事業といった性格を有しており、その財源につきましては、加入する被保険者からご負担いただいております国民健康保険税と、国・県・町からの公的負担分や交付金などが基本であります。

今後、町の国民健康保険特別会計につきましては、加入者の減少に伴い、国民健康保険税の収入が減少する一方、医療の高度化等により医療費の支払いは増加することが見込まれますが、町は県が決定する納付金に見合った保険税を設定し、徴収していく責任を担っております。

町におきましては、引き続き国民健康保険税収入の確保に努めるとともに、国民健康保険に加入する皆さんの負担をできるだけ抑えるため、保健センターを中心に実施している特定健診の受診や保健指導の実施による、疾病の重症化予防等により医療費の抑制を図り、疾病予防や健康づくりを積極的に行い、国民健康保険制度の健全な運営に努めてまいりたいと考えております。

9番（玉川君） 医療費の削減については、これが第一であるということは承知しておりますが、国保税を支払いたくても払えない、払える額にしてほしいという切実な声があります。国保は、社会保障として国民皆保険の最後のとりです。社会保険に入っていた方も、退職した場合などは無保険にならないように国保に加入することになります。

しかし、繰り返しますが、国保税は高いです。多くの会社員さんが加入している協会けんぽ、これ並みに引き下げてほしいというのが国保加入者の希望です。

私たち日本共産党坂城町議員団は、一般会計からの法定外繰入れをずっと要望しております。国は自治体に対し、先ほどもご説明がありましたけれども、法定外繰入れの解消を要請しており、当町でも苦慮をされていると思います。

国が解消を求めている法定外繰入れは、先ほどの説明のとおり、決算補填等の目的とされています。保険者の判断によるものとして、保険税の負担緩和を図るもの、任意給付に充てるもの、過年度の赤字によるものとして累積赤字補填のためのもの、公債費、借入金利息というのが、国保運営方針に基づいて削減、解消すべき一般会計からの法定外繰入れとして示されています。

一方で、同じ法定外繰入れでも、削減、解消しなくてもよいという決算補填等以外の目的としても示されています。保険税の減免額に充てるため、地方独自事業の波及増補填等、保健事業費に充てるため、基金の積立て、返済金、その他です。この認められた方法、決算補填等以外の目的で一般会計からの法定外繰入れをして、国保税の独自控除制度を行っているのが名古屋市です。2023年度決算ですが、決算補填等以外の目的として、被保険者全員の均等割5%の引下げ、条例減免、これは一般分、被保険者分、これが示されています。

長くなりましたけれども、これで国民の皆保険を支える国民健康保険、これは先ほどのとおり、加入者の年齢、経済的構成が大きく変わり、国保税を納めたくても払えないという方が多くいます。国保への一般会計からの繰入れは、サラリーマンなど国保加入者でない方にとって不公平であるというご意見もあります。税金を払っているのは国保加入者も同じであって、同じ年収、世帯構成なのに、加入する医療保険の違いによって保険料が倍になってしまう。このことこそ不公平だと思います。

最後になりますが、改めて国が認めている一般会計からの法定外繰入れ、これを実施しているほかの自治体、これを参考にいただきまして、町独自の減免制度、これの創設を強く要望して一般質問を終わらせていただきます。

議長（滝沢君） ここで10分間休憩いたします。

（休憩 午前10時35分～再開 午前10時45分）

議長（滝沢君） 再開いたします。

次に、11番 柰津明子議員の質問を許します。

11番（柰津さん） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問をいたします。

11月2日土曜日、文化センターにて、はつらつ健康講演会が開催されました。講師は、元厚生労働省健康局長であり、現在、千葉大学客員教授の矢島鉄也さんで、テーマは「今、私たちが知っておきたいこと 出来ること～脳・心臓・腎臓を守るために～」でした。矢島さんは、坂城町の医療費の現状や保険制度について、データを用いてわかりやすく説明され、健康を維持することが生活の質の向上や国民皆保険制度の維持につながることを強調し、健診の重要性や入院を避けるための対策についてなど、大変有意義なお話をお聞かせいただきました。

この講演会は、坂城町の今後の医療の在り方を学ぶよい機会となり、より多くの町民の皆さま

んに知っていただく必要があると感じました。これから先、地域住民の健康と国民皆保険制度を守っていくためにも非常に重要なテーマだと考え、順次質問させていただきます。

１．医療費について

イ．現状について

９月３日、厚生労働省は、２０２３年度の医療費を発表しました。総額は４７．３兆円で、前年度から１．３兆円増加し、過去最高を更新しました。団塊の世代が７５歳以上の後期高齢者になり始めたことで医療費全体が大きく押し上げられています。

７５歳以上の医療費は１８．８兆円で、全体の３９．８％を占めており、７５歳以上の１人当たり医療費は平均９６万５千円で、７５歳未満の平均２５万２千円の約４倍に達しています。高齢化や医療技術の進歩によって、日本の医療費は年々増加しています。持続可能な医療制度の実現に向けて、どのようなアプローチが必要かを今こそ真剣に議論する必要があると考えます。

そこで、２点についてお伺いします。

１点目として、社会構造の変化に伴い、特定健診が始まった平成２０年と令和５年を比較して、国民健康保険の１人当たりの医療費はどのように変化しているのでしょうか。

２点目として、後期高齢者医療制度の財政制度はどのような仕組みになっているのでしょうか。

次に、ロ．今後について。

２０２４年３月に策定されました第３期信州保健医療総合計画を読みますと、２０２５年には団塊世代が全て後期高齢者となり、少子高齢化の進展に伴う社会保障費の増大や、２０４０年には高齢者人口がピークを迎え、現役世代の人口が激減し担い手不足が深刻化すること、高齢者の単身世帯の増加や、地縁・血縁の共同体機能の脆弱化などによる家族形態の変化、国・地方自治体の財政状況の逼迫など、保健医療を取り巻く状況が急速に変化しているとの内容でした。国の第四期医療費適正化計画や県の第３期信州保健医療総合計画に沿って今後の目指すべき姿を明確化し、早急に対策を講じる必要があると考えます。

そこで、２点についてお伺いします。

１点目として、高齢者の増加に伴い医療費の増加が見込まれます。国民皆保険を堅持するために、どのような取組が必要だとお考えでしょうか。

２点目として、第四期医療費適正化計画において、高齢期に向けて生活習慣病の外来受療率が増加し、７５歳を境に入院受療率が上昇するとされています。早期から生活習慣を改善することで重症化を避けられると考えますが、町として具体的にどのような取組をしていくのでしょうか。

以上、イ、ロについてご見解をお尋ねいたします。

町長（山村君） ただいま祢津議員さんの1番目の質問としまして、医療費についてのご質問がありました。順次お答えします。

我が国の医療保険は、公的医療保険制度として、被用者保険、国民健康保険、後期高齢者医療制度の大きく三つに分類され、年齢や就労状況等によって加入する保険が異なっております。

また、各医療保険者や事業主は高齢者の医療の確保に関する法律や、労働安全衛生法等の法に基づく健康診査を実施しており、市町村においては健康増進法に基づき一定の年齢の住民を対象とした各種検診のほか、74歳までの方を対象とした健康診査を実施しているところがあります。

こうした中、高齢者人口の増加や生活習慣の変化等により、生活習慣病の有病者や予備軍が増えている状況を受け、健診や保健指導のさらなる向上が必要であるとされたことから、高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、平成20年4月から導入されましたのが特定健康診査、いわゆる特定健診であります。

特定健診は、医療保険者が実施主体となり、40歳から74歳の加入者を対象として行われる健診で、腹囲の計測などによりメタボリックシンドロームや高血圧、糖尿病などの生活習慣病を早期に発見し、早めの受診や対策に結びつけることを目的とした検査が行われているところであります。

また、特定健診と同時に開始されました特定保健指導は、健診結果から重症化リスクの高い該当者について、生活習慣病の改善による効果が大きく期待できることから、町におきましても、バランスの取れた食生活や適度な運動習慣を身につけることなど、生活習慣を見直すためのアドバイスをを行う保健指導を実施しております。

ご質問の当町の国民健康保険の1人当たり医療費の額であります。特定健診を開始した平成20年度は29万5,422円、県内順位の高いほうから17番目で、令和5年度は39万4,094円、順位は45番目となっており、15年が経過する中で順位は改善されましたが、1人当たり医療費の比較では約10万円の増となっております。

また、県内市町村の平均値につきましては、平成20年度が26万5,259円、令和5年度が41万1,790円で、約14万6千円の増となっており、令和5年度の1人当たりの医療費の当町との比較では、県平均値のほうが約1万8千円高額ではありますが、高齢化の進展と生活習慣病疾患の患者等の増加に加え、新しい治療技術や医薬品の開発など医療の高度化もあり、医療費は年々増加しているという状況であります。

次に、後期高齢者医療制度についてのご質問ですが、この制度は75歳以上の方と、65歳から74歳の方で一定程度の障がいがあり希望の方が加入するもので、県の後期高齢者医療広域連合が保険者として制度を運営しております。

町での主な業務内容は、各種申請や届出の受付、保険料の徴収であります。保険料につき

ましては、保険者である後期高齢者医療広域連合が、2年ごとに県内統一の保険料率を決定しているところであります。

ご質問の後期高齢者医療制度の財政につきましては、全体の医療費を賄う財源としまして、加入者が受診の際に医療機関に支払う患者負担分を除き、全体の約5割を国・県・町が、1割を保険料として加入者が、残り4割を支援金として74歳以下の現役世代の方が負担する仕組みになっております。

続きまして、(ロ)として、今後の取組についてのご質問であります。日本の医療保険制度は、いつでも、誰でも、必要な医療サービスを受けることができる国民皆保険制度となっており、全ての国民が公的な医療保険制度に加入することが義務づけられております。

この国民皆保険制度により、国民は医療機関を受診した場合に、自己負担分として窓口で支払うのは医療費の一部で済み、自己負担額以外の医療費は被保険者の保険料を原資とする保険者の負担と、地方や国等の公費により賄われております。

しかしながら、高齢者のみならず国民全体の医療費が増え続けている現状の中で、誰もが安心して医療を受けられる持続可能な医療保険制度を維持するためには、一人一人が適正な医療により健康寿命の延伸につながる生活を送ることがますます重要になってくると考えているところであります。

こうしたことから、国におきましては、保険料と医療費のバランスに加え、医療費の適正化とデジタル技術等を活用した効果的な取組が重要であることに鑑み、医療費適正化に関する施策についての基本的な方針を定め、その中で第四期医療費適正化計画における目標が掲げられております。

この基本方針には、国民一人一人が生きがいを持ち、若年期から健康に対する意識の向上や健康づくりに取り組むことなどが重要であることや、住民の生活の質の維持・向上を確保しつつ、医療費の急増を抑えていくために、若い頃からの生活習慣病の予防対策や、高齢期になり生活習慣病を発症した場合でも、適切に医療サービスを受けることで重症化させないことなどが示され、特定健診受診率の向上や、特定保健指導による受診勧奨等の取組が重要とされております。

これらの計画に基づき、各保険者は健康診査の実施や医療費通知の送付等を行い、当町におきましても、特定健診及び一般健診の実施とともに、健診結果に基づいた保健指導等を実施しているところであり、令和4年度の特定保健指導実施率は、県内の町の中で1位となる過去最高の94.8%で、全国の町村の中でも上位10自治体に入ったところであります。

保健センターを中心とした、こうした町の特定保健指導の取組は、国においても評価され、厚生労働大臣から感謝のメッセージをいただいたことは、私自身も大変うれしく思っているところであります。

続きまして、重症化を防ぐための取組であります。まず、生活習慣病につきましては、生活習慣が発症原因に深く関与していると考えられる疾患であることから、ご自身の体の状態を知っていただく機会をつくることが生活習慣病の予防や重症化を防ぐことにつながるため、健診受診の重要性について広報やホームページ等で広く周知を図っているところであります。

また、国民健康保険加入者の19歳から39歳の方の一般健診と、40歳から74歳の方の特定健診につきましては、より多くの方に受診していただくため、平日だけではなく夜間や休日にも健診日を設けるなど、受診しやすい体制を整えて対応しているところであります。

また、75歳以上の方には無料で健診が受診できることに加え、生活習慣病の治療を受けている方や、かかりつけの医療機関がある方でも健診を受けやすいように、令和5年度からは千曲医師会管内の医療機関における個別健診も実施しております。

また、保健センターでは、高血圧や糖尿病などの生活習慣病とされる方であっても、適切に医療を受けることで生活習慣病の合併症である虚血性心疾患や脳血管疾患など、介護が必要な状態になりやすい疾患の発症予防ができるため、治療中の方に対しても継続的に関わり、保健指導・食事指導により重症化予防となるよう支援に取り組んでおります。

このほかにも、子どもの頃からの生活習慣が生活習慣病の発症に大きく関係することから、乳幼児健診では望ましい生活リズムや食習慣の形成について親子で取り組んでいただく学習や、小中学生に実施している生活習慣病予防健診の結果に基づく相談会なども実施しているところであります。

町といたしまして、引き続き子どもの頃からの正しい生活習慣の習得や、成人での健診受診及び医療の適正受診に関し、保健師や管理栄養士等の専門職が住民の皆様に寄り添い支援を行うとともに、医療機関のご協力をいただく中で医療の適正化に向け取り組んでまいりたいと考えております。

11番（祢津さん） ご答弁をいただきました。不適切な食生活や運動不足などの不健康な生活習慣が、やがて糖尿病、高血圧症、脂質異常症、肥満症等の発症を招き、外来通院や服薬が始まり、生活習慣の改善がなされないまま虚血性心疾患や脳血管疾患等の発症に至るという負の連鎖が起きることをしっかりと認識し、特定健康診査の重要性をしっかりと把握した上で、生活習慣を改善することが重要です。

加えて、ポイントになるのは情報や数字の見える化だと考えます。健診のデータを継続的に蓄積し記録すること、講演会場にも設置されていた手のひらをセンサーに約30秒押しつけるだけで、簡単に推定野菜摂取量を測定できる機器や、指先をセンサーにかざすだけで血管の健康状態を測定できる血管年齢測定機器などを積極的に導入し、自分の体の状態を数字にして見える化を行うことで、特定健診、生活の見直し、早期発見、早期治療などへの関心を高める第一歩になると考えます。

バランスの取れた食事、適度な運動、セルフケアの三つを意識して実行し、自分の健康を自分で守ることが医療費の削減につながることを町民の皆さんにお伝えし、次の質問に移ります。

2. 保育について

イ. 働く人が直面している課題について

坂城町は、言わずと知れた工業の町です。最近、経営者の方から次のような声をいただきました。人材不足の中、従業員に祭日に休まれることで仕事が遅れる。祭日に有休を使って休んでいるが、子どものために有休を使うのではなく、自分のために使ってリフレッシュしてほしい。

また、子育て中の従業員の方からは、祭日のたびに会社を休むのは気が引ける。人材不足の中、仲間に迷惑をかける。親と離れて暮らすので、子どもを預けるところがないなどの声がありました。

これらの声を基に、いくつかの企業の年間カレンダーを確認したところ、町内では、土曜日、日曜日を休日とし、祭日は出勤する企業が非常に多いことに気づきました。厚生労働省によりますと、保育園とは保護者からの申込みにより、親が働いている、病気の状態にある等の理由において、十分に子どもを保育できない場合に、家庭に代わって子どもを保育するための児童福祉施設であるとされています。本来の保育園の定義から考えますと、働く人々の意向に沿った柔軟な対応が重要だと考えます。

そこで、以下の3点について伺います。

1点目として、町内には数多くの製造業があります。そこで働く人々から、これまでに保育についてアンケートや意見聴取をしたことがあるのでしょうか。

2点目として、現在、土曜保育を実施していますが、過去1年間での1日平均利用者数は何名でしょうか。

3点目として、坂城町の企業は、土日が休みで祝日が出勤の会社が多い中、祝日における保育園の開園の必要性があると考えますが、町のお考えをお聞かせください。

以上、イについてご見解をお尋ねいたします。

子ども支援室長（橋本君） 2. 保育について、イ. 働く人が直面している課題についてのご質問にお答えいたします。

保育園は、保護者が就労やその他の事情で家庭で保育ができない場合に、保育を必要とする子どもたちに、安全で安心な環境を提供し、健やかな成長を支える場として重要な役割を果たしており、町では、子育て支援の一環として、保育園の運営を通じて家庭と仕事の両立を支援し、子育てしやすい環境づくりに努めているところであります。

初めに、町内の製造業に就業している保護者を対象に保育についてのアンケート調査などを実施したことがあるのかとのご質問にお答えいたします。

製造業に就業している保護者に特化したものではありませんが、町では、5年間を計画期間とします坂城町子ども・子育て支援事業計画の策定にあたり、町内の未就学児童がいる世帯の保護者全員を対象として、お住まいの地区、兄弟関係などの家族状況、子育てに日常的に関わっている方や、子育てについて相談できる人がいるかについてなどの、子どもの育ちをめぐる環境をはじめ、保護者の就労状況、幼稚園や保育園の利用状況及び利用希望などを主にお聞きするニーズ調査を実施しており、直近ですと、昨年度調査を実施したところでございます。

続きまして、町立保育園で実施している土曜保育の利用者数ですが、令和5年度の利用実績を申し上げますと、3園で延べ約400人が利用しており、1日当たりにしますと3園合わせて平均8名で全園児の3%ほどの園児が利用されております。

次に、祝日の保育園の開園についてのご質問であります。町では、これまで保護者の多様なニーズを踏まえて、土曜保育や時間外保育、一時預かり事業などを実施しているほか、町社会福祉協議会におきましては、土日、祝日、平日にかかわらず、一時的に児童を預かっていただけのファミリーサポートセンター事業なども行っております。

また、祝日の保育につきましては、平成から令和に変わる際の皇位継承に伴う10連休の際、企業等が休業しないと見込まれる2日間につきましては、開園した経緯がありますが、事前の利用希望では、当時の全園児に対し1割弱の利用希望がありましたが、実際に利用されたのは、希望者の半数の園児でありました。

保護者のニーズといたしましては、坂城町子ども・子育て支援事業計画の策定において、昨年度、実施したニーズ調査では、日曜日・祝日に保育園や幼稚園を利用したいかの問いに対し、月に1回程度利用したい、ほぼ毎週利用したいと回答された方を合わせても、全体の1割程度という状況でありました。

一方で、土曜日に保育園や幼稚園を利用したいかの問いに対し、利用したいと回答されたのは、全体の2割程度でありましたが、先ほどもお答えいたしました。昨年度、土曜保育を実際に利用された園児の割合は、平均8人で全園児に対し3%という利用状況で、ニーズ調査で希望されている割合より低い率となっております。

こうした状況から、現時点においては、祝日における保育園の開園については考えておりませんが、今後も引き続き、子育て環境におけるニーズの把握などに努めてまいりたいと考えております。

11番（柁津さん） ご答弁いただきました。政府は、11月22日、物価高対策を柱とした総合経済対策を閣議決定しました。その中で、本年度の保育士と幼稚園教諭の給与を前年度比で10.7%引き上げる処遇改善策を盛り込みました。処遇改善も含め、人手不足が深刻な保育分野に対し、祭日の開園をお願いすることは心苦しいですが、今の形と求められていることをすり合わせながらICT機器の導入なども検討し、先生方がより働きやすく、そして保護者の

皆さんにとって、よりよい環境になることを願います。

また、病児・病後児保育の必要性の声も耳にしますが、解決策として社会福祉協議会と協力し、ファミリーサポートセンターの周知をしっかりと行い、利用を促進することも大切だと思います。さらに、ベビーシッターやチャイルドマインダーなどの民間資格をお持ちで実務経験をされている方々と連携することなど、求めている人々と対話をすることで多様な意見からヒントとなる解決策が出てくるのではないかと考えます。

働き方や価値観が変わってきている今、どのように寄り添うことが望ましいのかを常に問い、働いている人たちの目線で見た際、坂城町がより住みやすく、働きやすい町にしていきたいと思います。

最後に、人口が減っていく日本、その流れの中でどんな未来を描くのか、これまでの過去の延長線上では減びていくのは目に見えています。これから先、ありたい姿を実現するために、町民一人一人が行動を起こすための羅針盤になる明るい未来のビジョンを町には示していただきたいと切に願います。これで私の一般質問は終わります。

議長（滝沢君） ここで昼食のため、午後１時まで休憩いたします。

（休憩 午前１１時１３分～再開 午後 １時００分）

議長（滝沢君） 再開いたします。

次に、１２番 大日向進也議員の質問を許します。

１２番（大日向君） ただいま議長より発言の許可を得ましたので、通告に従い一般質問を行います。

本年３月にインター線先線の一部が開通し、町の新たな交通網の構築がされました。工業団地へのアクセスに選択肢が増え、半年ほど過ぎた現在では、通勤・通学など多くの方の利用を見ることができます。

しかし、まだ国道バイパスへの接続には至っておりません。現在の利用を見ましても、今後、町の主要なアクセス道路となることは確実と思われます。早期の開通が実現できるよう、我々議会としても働きかけを行ってまいりたいと思います。ぜひ皆様もご協力をよろしくお願いいたします。

また、来年は巳年となります。近年は物価の高騰が生活を圧迫し、経済にも暗い影を落としていると言わざるを得ません。蛇は再生や永遠、金運上昇の象徴でもあります。ぜひ来年は蛇が古い皮を脱ぎ捨てるように本年の厄を脱ぎ捨て、新たな生活が穏やかに訪れる年となるよう願っております。

それでは、一般質問に入ります。

１．公共交通について。

今年度、デマンド交通の実証実験が３年目となり、来年度より本格運用が開始となる予定と

なっております。私としては、今回、デマンド交通を含む公共交通についての一般質問を行うのは3回目となり、計画から運用までの一連のお話をお聞かせいただくことになります。

イ．実証実験の結果について、次の5点の内容についてお聞かせください。

1、町におけるデマンド交通とは。これは導入の経緯等です。

2、実証実験期間中の利用者数の推移はどのようになっているのでしょうか。

3、利用者の多い停留所と利用人数は。現在48か所の停留所が設置されております。上位5か所についてお聞かせください。

4、利用者からはどのような声が寄せられ、特に多く寄せられた内容にはどのようなものがあつたのでしょうか。

5、寄せられた意見に対して、対策の検討はどのようになされたのでしょうか。

次に、ロ．本運行に向けて、次の3点の内容についてお聞かせください。

1、令和7年度より本運行の予定となっていますが、今年度で実証実験期間の3年が終了となるが、運行に対して開始は問題なく行われるのでしょうか。

2、本運行となった際の停留所について、実証実験期間中と違いは発生するのでしょうか。

3、運行を委託する業者について、体制はどのようになるのでしょうか。

ハ．循環バスの運行について、次の4点の内容についてお聞かせください。

1、循環バスの利用者の推移について、過去5年についてお願いします。

2、利用者からはどのような声が寄せられ、またどのような内容が多いのでしょうか。

3、寄せられた意見に対して、対策の検討はどのようにされているのでしょうか。

4、「どこでものれーる」のブザー保有者は何人いらっしゃいますか。

以上、質問いたします。

町長（山村君） 大日向議員さんから、ただいま公共交通についてご質問をいただきました。私からは、1番のイの実証実験の結果についてと、ロの本運行に向けてについてお答え申し上げまして、ハの循環バスの運行につきましては、担当課長からお答え申し上げます。

まず初めに、イの実証実験の結果についてであります。当町におけるデマンド交通、乗り合いタクシーにつきましては、令和4年4月から、道路運送法に基づき、町内のタクシー運行事業者の協力の下、今年度末までの3年間にわたり、実証実験を行っているところであります。

実証実験においての運行計画では、利用対象を75歳以上の高齢者とし、利用料金を1回500円、既存のタクシー車両を使って、土日を除く平日の午前9時から12時までの3時間と、午後1時から3時までの2時間の、1日計5時間で運行しているところであります。

当町のデマンド交通につきましては、まず利用に先立って事前に利用者として登録をしていただくことが必要となります。登録後は利用する際に事前に予約をしていただくことで、予約状況により複数の方が、ご自宅から買物先や医療機関、公共施設などの指定された町内48か

所の停留所までのご希望の区間を、乗り合いにより運行するドア・ツー・ドアのサービスを提供するというものであります。

利用者数の推移につきましては、令和4年度の延べ人数が2,793名、一月当たりの平均利用者数230名であったのに対しまして、5年度では3,142名、一月当たりの平均利用者数は262名と、延べ人数は前年度と比べてプラス349名、率にして12.5%増加している状況であります。

また、実証実験運行最終年度である今年度につきましては、11月末の時点の利用者数は延べで2,182名、一月当たりの平均利用者数は273名と、前年度に比べ増加傾向にあり、こうした利用状況から、車を持たない高齢者の方々の貴重な交通手段として確立しつつあると実感しているところであります。

次に、デマンド交通の停留所のうち、利用者の多い停留所と人数についてのご質問であります。令和5年度の施設区分ごとの実績で申し上げますと、医療機関が延べ740名と最も多く、全体の24%を占めております。

続いて、スーパーやコンビニエンスストア、薬局などの買物先が延べ377名、役場や文化センター、町社会福祉協議会、びんぐし湯さん館などの公共施設が185名、金融機関が181名、駅が171名といった状況でございます。

利用者からの声といたしましては、地域公共交通会議等の場や、運行事業者を通して、停留所に係るご要望をお聞きする中、実証実験1年目の36か所から、2年目の令和5年度にはコンビニエンスストアや葬祭場など12か所増設し、現在では全48か所の停留所で運行している状況であります。

そのほかにも、利用者の皆様の日頃からのご意見、ご要望として、運行時間の拡大や料金の見直し、町外への乗り入れ等についてお聞きしているところでありますが、実証実験開始の際に、北陸信越運輸局等と協議を重ねる中で、町内のタクシー運行とデマンド交通が共存できるよう、運行日や運行時間、料金設定等を決定した経過もありますので、来年度からの本運行に当たりましては、これまでの経過も加味する必要があると考えております。

次に、ロの本運行に向けてについてのご質問であります。今年度に入り、デマンド交通実証実験運行最後の年を迎える中、来年度からの本運行に向けて、これまでの実証実験運行の状況等を踏まえた検討を行ってきたところであります。

来年度からの本運行にあたりまして、これまでの利用者の皆様などのご意見、ご要望を考慮する中で、北陸信越運輸局や町内のタクシー運行事業者等と協議を重ね、一番要望等が多く寄せられていた運行時間の延長について、これまでの1日5時間から3時間延長し、午前9時から午後5時まで通しで、1日8時間の運行とする方向で、見直しを予定しております。

さらに目的地としまして、現在、町内に48か所設置しております停留所につきましても、

この秋から創業された新たな薬局を追加しまして、49か所での運行を予定しているところがあります。

また、デマンド交通を担う運行事業者につきましては、これまでと同様、町内のタクシー事業者を予定しており、既存のタクシー車両のうち、4台により運行する予定としております。

なお、運行事業者さんの取組といたしまして、利用料金の支払い方法について、これまでの現金のみの支払いから、クレジットカード決済や交通系ICカード、Suicaでの支払いも可能であるとお聞きしているところであります。

本運行の検討にあたりましては、運行エリアや運行日、利用対象者、利用料金、利用方法等につきまして、実証実験開始当初にタクシー事業との共存を踏まえて決定した経過もあることから、これまでと同様の形での継続を考えておりますが、先ほどお話ししました見直し案を含めた運行計画等について、去る10月9日から23日までの間、町ホームページ及び建設課窓口において、町民の皆様にご周知するとともに、意見募集を行ったところであります。

今後の予定につきましては、年内に北陸信越運輸局や運送事業者のほか、町民や利用者の代表者等で構成する坂城町地域公共交通運賃等協議会を開催する中、運行事業者や運賃等に関わる事項を協議していただき、全体の運行計画等について坂城町地域公共交通会議で協議していただく予定としているところであります。

これらの協議会における協議等を踏まえ、来年度4月からの本運行開始に向け、デマンド交通を所管する北陸信越運輸局へ道路運送法に基づく手続を進めるとともに、今後もよりよい地域公共交通の構築を目指し、引き続き、利用者の皆様のご意見、ご要望等お聞きする中で、必要に応じて見直しを図ってまいりたいと考えております。

いずれにしましても、新たな公共交通システムとしてのデマンドによる乗り合いタクシー事業と、循環バスのシステムをバランスよく運用し、町の地域公共交通として、より多くの皆さんが便利に利用しやすい仕組みになるよう、検討を進めてまいりたいと考えております。

建設課長（堀内君） 1. 公共交通についてのうち、ハの循環バスの運行についてのご質問にお答えいたします。

町の循環バスにつきましては、坂城地区から中之条・南条地区を経由して村上地区を回る北まわり便と、その反対を回る南まわり便がございます。

運行は月曜日から土曜日で、祝祭日及び日曜日と年末年始は運休となります。

また、平日の便の一部では、上田便として上田市の塩尻、下秋和、信州上田医療センターへ向かう便のほか、千曲市の力石公民館へ向かう便も運行しているところであります。

循環バスの利用者の過去5年間の推移につきましては、延べ人数で令和元年度の1万5,585名から、新型コロナウイルス感染症の影響により、2年度は1万1,229名に減少しましたが、3年度は1万2,818名、4年度は1万2,951名と、若干増加傾向で推

移したものの、5年度につきましては1万2,736名と、依然としてコロナ禍前には戻っていない状況となっております。

次に、町民や利用者の皆様から寄せられているご意見やご要望でございますが、これまで路線上の停留所以外でも乗降車したい旨のご要望を一番多くいただく中、平成29年度から「どこでものれーる」を導入し、現在まで実施してきた経過がございます。

「どこでものれーる」につきましては、申込みにより登録された方に貸与する、押しボタン式の送信機を利用することで、停留所以外であっても循環バスの路線上であれば、どこでも乗降できるシステムであり、利用対象者は、運転免許証自主返納者で運転経歴証明書をお持ちの方や、75歳以上の方、障害者手帳を所持している方で、現時点で79名の登録者がおり、利用者数につきましても、令和4年度が延べ1,792名、5年度が1,775名と、多くの方にご利用いただいている状況であります。

また、デマンド交通が浸透するにつれ、行きは循環バスを利用して、帰りはデマンド交通を利用する方の増加や、上田市の医療機関を利用していた方が、循環バスとデマンド交通を併用することで、町内の医療機関への通院に切り替え、併せて、帰宅時に買物ができ、非常に便利となったなどのご意見もお聞きしているところであります。

利用者の皆さんが、地域公共交通をご自分の生活様式の中で工夫し、利用されてきていることがうかがえるところであります。また循環バスとデマンド交通の利用に相乗効果が出てきており、バランスのよい両立に向けた運用ができてきているのではないかと考えているところであります。

その他のご意見といたしましては、小さい車両を導入するなどし、より自宅近くまで運行ルートを延ばしてほしいなどの声もございます。循環バスにつきましては、現在使用している車両が、導入から10年を経過する中で、走行距離も伸びてきており、車両の修繕も頻繁に必要となってきていることから、車両の更新について、検討を行っているところであります。

車両の更新にあたりましては、これまでの利用状況をはじめ、来年度から本運行を開始するデマンド交通の利用状況等も踏まえる中で、より効率的な運用となるよう、車両の規格についても、改めて検討を行ってまいりたいと考えております。

今後、循環バスの運行ルート及び運行計画につきまして、車両サイズ等の検討と併せ、住民ニーズを踏まえた公共交通の維持・充実を目指し、関係機関と協議をする中で進めてまいりたいと考えております。

12番（大日向君） ただいま町長、担当課長よりお答えいただきました。当町における公共交通について、今後、サービスがどのように構築されていくのかわかりました。デマンド交通においては、実証実験期間が終了し、本格運行が目前となります。また、循環バスにおいては、車両の更新の際に現在のマイクロバスより小型の車両への変更がなされる予定とのこと、双方

の交通サービスを利用されている方だけではなく、これからサービスを受けられる方にも様々なご意見をいただき、地域に根づいたサービスとなることを期待しております。

そこでなんですが、デマンド交通の情報の浸透についてなんですけれども、周囲の高齢者にお話をお聞きすると、試験運用をご存じない方や、デマンド交通の存在は認知していても、ご自分が利用できないと思われている等、必要な人に必要な情報が届いていない感があるんですが、本運行に向けて周知を行う必要があると思いますが、どのようにお考えになっているのでしょうか。

建設課長（堀内君） デマンド交通の運行に向けて、周知方法についての再質問にお答えいたします。

デマンド交通、乗り合いタクシーにつきましては、実証実験開始運行前から町の広報誌やホームページでお知らせをするとともに、デマンド交通の仕組みや利用対象者をはじめ、登録予約方法、停留所について掲載したパンフレットを作成し、周知してきたところでございます。

来年度からの本運行にあたりまして、町の広報誌やホームページでお知らせするとともに、運行内容等についてわかりやすくまとめましたA3両面刷り、カラー版のパンフットを作成しまして、全世帯に配布する予定としております。

また、そのほか改めて町内の公共施設や医療機関などに依頼しまして、掲示や配布についてのご協力をいただくなど、必要な方に必要な情報が届けられますよう、積極的な情報提供に努めてまいりたいと考えております。

12番（大日向君） お答えいただきました。町内イベントの案内の際に一緒に紹介を行う等、よりたくさんの人の目に触れる方法も、ぜひ検討していただければと思います。また、高齢者だけではなく、子ども世代、孫世代にも町の取組が浸透するよう、町が推進しているDXを活用した情報発信をぜひ検討していただければと思います。

それでは、次の質問に移ります。2. 町の介護サービスについて。

町では、令和6年度から8年度にかけて、「健康でいきいきと暮らせるまちづくり」を基本目標とし、町高齢者福祉計画、第9期介護保険事業計画の策定が行われました。今後、高齢者人口の増加は想像に難くなく、介護が必要になる方が増える可能性が高くなります。

そのような中、町で行われている介護の状況についてお聞きしたいと思います。

イ. 町の高齢者人口について、2点お聞きします。

- 1、第9期介護保険事業計画における高齢者数の推移予測と保険料の推計は。
 - 2、要介護・要支援認定者数について、令和5年時点での人数と令和22年時の予測人数は。
- ロ. 介護サービスの状況として、2点お聞きします。

- 1、介護サービスの内容と利用人数は。これは訪問介護、通所介護の過去5年の推移です。
- 2、地域支援事業について、訪問型、通所型の利用件数は。これは令和5年時点での人数と

令和２年時の予測人数です。

最後に、ハといたしまして、１点。福祉サービスの拡充について。

高齢化が進む中、町内福祉サービスの充実が望まれるが、介護予防を含め、今後の取組はどのようにお考えになっているのでしょうか。

以上、質問いたします。

福祉健康課長（鳴海さん） ２．町の介護サービスについてのご質問に順次お答えいたします。

我が国の６５歳以上の高齢者人口は、昭和２５年以降一貫して増加しておりますが、国立社会保障・人口問題研究所の令和５年推計における将来推計人口では、団塊ジュニア世代が６５歳以上となる令和２２年には、総人口１億１，２８４万人のうち６５歳以上人口は３，９２８万人で高齢化率３４．８％、令和５２年では、総人口８，７００万人のうち６５歳以上人口は３，３６７万人、高齢化率は３８．７％と推計されているところであります。

町では、高齢者が生きがいを持って生活できる地域づくりを進めるとともに、医療、介護、生活支援などサービスの充実を図り、「健康でいきいきと暮らせるまちづくり」の実現に向け、昨年度、高齢者福祉計画及び第９期介護保険事業計画を策定し、高齢者福祉の総合的な推進に取り組んでいるところであります。

この計画期間における当町の６５歳以上人口は、令和６年３月時点の５，１２４人に対し、令和２２年には４，４４０人に減少するものと推計しておりますが、一方では人口減少が進行することから高齢化率は上昇が予測されるところであります。

また、介護保険の第１号被保険者であります６５歳以上の方にご負担いただく介護保険料につきましては、計画策定ごとに見直しを行い、これまでのサービス利用実績、将来の利用者数等からサービス量を見込み、計画期間の３か年に係る介護保険サービス給付費を積算した後、国・県・町の公費負担分に加え、基金の活用を勘案し、基準額となる保険料を算出しております。

この基準額とは、介護保険料額について国が示す所得金額等に応じて区分する１３段階のうち、第５段階を基準に決定する月額保険料のことで、当町の令和６年度から８年度における基準額は、県内６３保険者のうち高いほうから６１番目と負担抑制が図られており、本人の合計所得金額が３２０万円以上となる第９段階から第１３段階においては、国の基準より低い町独自の負担割合としているところであります。

次に、要介護・要支援認定者数についてのご質問であります。令和５年度末時点は８０７人で、令和２２年の認定者数は第１号被保険者数、要介護度別、年齢別等の実績及び伸び率等から８８０人と見込んでおります。

続きまして、ロの介護サービスの状況のご質問にお答えいたします。

介護保険サービスは、高齢の方などが介護が必要な状態になっても、住み慣れた地域で安心

して生活が送れるよう提供されるもので、介護保険給付の対象となります居宅介護サービスにつきましては、主に訪問介護と通所介護があります。

このうち、訪問介護サービスはホームヘルパー等が家庭を訪問し、入浴や身体介護、調理など日常生活の世話をを行うもので、過去5年の一月当たりの利用実人数を申し上げますと、令和元年度は92人、2年度93人、3年度82人、4年度87人、5年度94人となっております。

一方、通所介護サービスは、利用者がデイサービスセンターなどの施設に通い、機能訓練やレクリエーション、入浴、食事などを行うサービスで、一月当たりの利用実人数は、元年度が157人、2年度162人、3年度157人、4年度145人、5年度146人となっております。

次に、地域支援事業のご質問であります。町では介護保険法の改正により、地域の実情に応じて市町村が効果的かつ効率的に実施することができる介護予防・日常生活支援総合事業が創設されたことを受け、平成29年4月から訪問型サービス・通所型サービスを開始したところであります。

このサービスは、全国一律の介護保険サービスとは異なり、市町村が住民の介護予防や身体機能等の維持を図るため、要支援1・2の認定者及び介護認定には至らない方のうち、厚生労働省が示す項目の生活、行動、健康状態を問診し、該当者と判定された方が利用できるものであります。

それぞれ一月当たりの利用実人数は、5年度の訪問型サービスは43人、通所型サービスは114人で、将来推計から算出する22年は、訪問型サービス53人、通所型サービスは110人と見込んでおります。

続きまして、ハ、福祉サービスの拡充についてのご質問であります。福祉サービスにつきましては高齢者に限らず全ての方を対象とする福祉施策として提供されるもので、市町村によって事業内容や実施方法も異なっております。

このうち、当町におきます高齢者に対する福祉サービスとしましては、ひとり暮らしの登録をされた高齢者に、保健師が定期的に訪問し、疾病の予防や介護予防、生活指導を行う訪問事業を町社会福祉協議会に委託し実施しており、専門職が訪問することで、その方の変化に気づき、訪問時の課題などを地域包括支援センターと共有することで、高齢者のニーズ把握に努めているところです。

さらに、独居高齢者の見守り事業として、高齢者が安心して過ごしていただけるよう、24時間対応可能な「あんしん電話」を無料で貸与する緊急時の駆けつけや、高齢者家庭の安否確認も併せて行う配食サービス事業を実施しております。

また、高齢者の交流やコミュニケーションの場として、老人福祉センターとふれあいセン

ターを会場に生きがい活動支援通所事業を実施しており、認知症の予防、介護予防を目的とする運動指導員の体操やレクリエーションは、参加される方のペースに合わせ、楽しみながら利用いただいております。

このほかにも、要介護3以上の方が利用できる福祉サービスとして、在宅で高齢者の生活を支えるご家族への慰労金の支給や、介護用品の購入費用に対する助成等を実施しており、訪問理美容サービスにつきましては、今年度から利用1回当たりの助成金額を増額する拡充を行ったところであります。

今後におきましても、高齢者の皆様が自宅においても適切な医療や介護を受け、住み慣れた地域でいつまでも快適な生活を送っていただけるよう、現在実施している事業の実施状況に応じた見直しや利用者の声をお聞きしながら、引き続き福祉施策の推進に努めてまいりたいと考えております。

12番（大日向君） ただいま、担当課長よりお答えいただきました。第9期介護保険事業計画に基づいて算出される高齢化率や介護認定者数等の推移は、穏やかではありますが、着実に増加の一途をたどっていることが顕著となりました。当町だけの問題ではないことかもしれませんが、今後、福祉事業を必要とされる人も同様に増えていきます。限られた予算や人員の中、やりくりを行うだけではどうにもなくなってしまうと思われました。

そこでなのですが、前回、私の一般質問の際に町内福祉事業所の詳細についてお聞きをしております。町内には様々な形態の事業所が運営活動をされております。今回、町の福祉事業について、町として各福祉事業所に対しては、どのようなサポート支援等を行っているのでしょうか。再質問いたします。

福祉健康課長（鳴海さん） 福祉事業所に対しての再質問にお答えいたします。

町内事業所へのサポートについてということでございますが、町内にあります介護事業所につきましては、それぞれ提供されるサービスの種類ごとに、従事する職員の人員や設備等の基準が設けられております。このうち比較的規模が小さく、町に居住する方が利用できる施設であり、町が事業者の指定や監督を行う地域密着型サービスの提供事業者が定期的に開催する運営推進会議に出席し、意見交換を行っております。

この会議は、施設からの報告や相談を受ける場となっており、利用者の状況や運営についてお話をお聞きし、県などからの情報提供も行っております。このほかにも制度改正のタイミングや共通の課題について研修を開催するなど、事業者間の情報共有に努めているところです。

町といたしましても、高齢者の方ができる限り住み慣れた地域で生活が継続できるよう、町内事業所との連携を図り、サービス提供の確保に努めてまいりたいと考えております。

12番（大日向君） 担当課長よりお答えいただきました。各事業所より様々な要望等が寄せられるとは思いますが、ぜひこれからも事業所との連携を密にお取りいただき、福祉サービスの

充実をお願いいたしたいと思います。

今回、高齢化社会が着実に進む中、公共交通と介護サービスの質問を行いました。我々も一步一步高齢者となるべく年を重ねております。現在がよいものでなければ未来への希望は持てるはずありません。よりよい未来を構築するためにも、現在の問題点から目をそらすことなく、積極的に改善等を行っていただきたいと願っております。

以上で一般質問を終わります。

議長（滝沢君） ここで10分間休憩いたします。

（休憩 午後 1時35分～再開 午後 1時45分）

議長（滝沢君） 再開いたします。

次に、6番 宮入健誠議員の質問を許します。

6番（宮入君） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、これより通告に従いまして一般質問をいたします。

今年も早いもので12月に入り、既に9日を迎え、年末に向けてなお一層何かと慌ただしい時期となりました。毎年この年末の時期になりますと、今年の重大ニュースが話題となりますが、この中でも11月5日に投開票されましたアメリカ大統領選挙において、トランプ氏が圧勝し、4年ぶりに返り咲く結果となったことではないかと思います。トランプ氏は、アメリカを再び偉大な国にすると勝利宣言し、アメリカ第一を推進する中で、8年前と同様に、来年1月20日の大統領就任式以降、世界各国に対し大幅な輸入品に対する関税を課すとされ、経済の混乱を招くことが懸念されます。このことは、アメリカへの輸出関連企業が多い坂城町においても、何かと頭痛の種かと思います。

さて、これより一般質問をいたします。今回の質問は、1. 消防団についてと2. 有害鳥獣対策についての2項目であります。

1. 消防団について

坂城町消防団においては、記録が残されております昭和49年、1974年以降本日まで、25名の団長の下、伝統が引き継がれてきております。また、千曲坂城消防組合につきましては、平成15年9月1日に更埴市、戸倉町、上山田町の合併に伴い、更埴市消防本部と坂城戸倉上山田消防組合が一元化。本部と三つの消防署の組合職員定数92名にて発足いたしました。

そんな中、私も昭和54年、1979年に地元企業へ就職と同時に消防団に入団し、昭和62年、1987年に分団長を務めて退団をしました。それから33年ぶりにご縁がありまして、令和2年から3年までの2年間、町の副団長を務めさせていただきました。しかし、この2年間は、コロナウイルスの真ただ中であり、全ての行事が中止となり、何一つ坂城町に対して貢献できないまま在任期間満了にて退団となりました。今改めて思い返しますと、現役時代と幹部時代のギャップがあまりに大きく、少し寂しい気持ちは残っております。

以上の経過、経験から、時の流れとともに坂城町消防団についても、分団の編成見直しなどが見られたことから、4件の項目についてお聞きします。

イ．消防団の組織と団員の確保について

- 1、現状の消防団組織になった経緯は。
- 2、消防団の団員の確保の方法は。行政、地域、区との連携など。

ロ．消防団の活動について

- 1、火災予防週間、年末特別警戒等の活動内容は。
- 2、今後のポンプ操法大会の在り方は。

ハ．火災の発生状況について

- 1、昨年度と比較した今年度の火災の発生状況と出動要員数は。

ニ．これからの消防団について

- 1、消防署との連携をより深くすることが必要と思われますが、町の考え方は。
- 2、自然災害における防災への消防団の取組は。

以上の質問について答弁をお願いします。

町長（山村君） ただいま宮入議員さんより、1番目の質問としまして、消防団についてのご質問をいただきました。私からは、イの消防団の組織と団員の確保について、また、ロの消防団の活動について、ニのこれからの消防団についてのご質問にお答えしまして、ハの火災の発生状況などにつきましては、担当課長から答弁いたします。

消防団は、地域における消防防災のリーダーとして、平常時・非常時を問わず、地域に密着し、住民の安心と安全を守るという重要な役割を担っており、消防本部や消防署と同様、消防組織法に基づき市町村に設置が義務づけされた消防機関であります。

当町におきましては、町消防団設置条例において消防団の設置を規定し、消防団の組織につきましては、町消防団規則において必要な事項を定めているところであります。

また、消防団の構成員である団員は、権限と責任を有する非常勤特別職の地方公務員であります。

現状の消防団組織になった経緯のご質問ですが、ただいま宮入議員さんのご自身のことからいろいろお話がありましたが、町消防団は、坂城町が誕生した昭和30年に発足し、昭和35年の村上地区の編入を経て、現在につながる消防団が組織されました。

昭和45年には、消防ポンプ車を保有する第1から第4自動車分団と、可搬式ポンプを保有する第1から第13分団、及びラップ分団の全18分団にて編成されたところであります。

その後、時代が平成となり、上信越自動車道坂城インターチェンジが整備された平成8年には、坂城町と当時の戸倉町、上山田町で組織する坂城戸倉上山田消防組合の坂城分署が中之条地区に設置され、町消防団においても、現在の第1分団から第11分団とラップ分団の全

12分団に再編成し、現在に至っております。

次に、消防団員の確保につきましては、各団員のネットワークを通しての声かけや、訪問等による勧誘といった方法のほか、各分団の担当する地区の区長さんをお願いをして、地域の協力を得る中で確保につなげるといった方法を取っているところであります。

そのほか、町で開催される「二十歳の集い」や、千曲坂城消防組合が開催し、地域の子どもやその保護者が多く来場する消防フェスティバルなど、様々な機会を捉え、広報活動を行う中で、団員確保に向け、取り組んでいるところであります。

続いて、ロ．消防団の活動についてのご質問であります。消防団では、年間を通して毎月1日と15日を消防の日と定め、夜8時頃、担当地区におきまして、各分団のポンプ車または積載車による警鐘及び広報スピーカーでの火災予防啓発を定例の活動として行っております。

また、春の3月1日から7日、秋の11月9日から15日の火災予防週間におきましては、各分団において広報活動を強化しているほか、各地域にある消火栓が正常に作動するか、防火水槽に十分水が入っているかなどを点検する水利点検、ポンプ車や可搬式ポンプが正常に作動するかを点検する機械器具点検などを実施しております。

さらに年末におきましては、歳末特別警戒として12月28日から30日の期間に団員が各分団詰所に詰めて、交代で夜間パトロールを実施し、火災予防の啓発とともに、防犯意識の向上に努めているところであります。

そのほかにも、機械操作訓練や、中継送水訓練、水防訓練など、各種訓練に加え、新入団員等を中心としたポンプ車や可搬式ポンプの取扱い講習についても、消防署と連携して実施することで、有事の際の迅速かつ安全な活動につなげているところであります。

次に、今後のポンプ操法大会の在り方についてのご質問であります。昨今の社会情勢の多様化により、団員それぞれの勤務先の勤務時間や体制が幅広く変化してきており、ポンプ操法大会前の早朝や夜間、休日の練習に団員が集まることが困難になってきていることなどの課題が生じ、分団の運営や新入団員の確保にも支障を及ぼしている状況も見受けられることから、千曲市や埴科消防協会、消防本部とも協議を行う中で、今年度より埴科ポンプ操法大会への出場は、各分団の判断による希望制としたところであり、今後につきましても、各分団の意見を尊重し、希望制を継続していくこととしております。

一方、有事に備えた対応としましては、町におきましては、引き続き、消防署職員の指導によるポンプ操法講習会を実施するとともに、より多くの分団員が、実践的な機械操作や規律を習得できるよう、講習会や訓練を実施してまいりたいと考えております。

続いて、ニのこれからの消防団についてのご質問であります。消防団活動には消防署との連携が不可欠であると認識しており、団幹部は年度当初に消防署との連絡会議を開催しているほか、機会を捉えて消防署の職員とのコミュニケーションを図るようにしております。

また、消防団の訓練においては、必ず消防署の指導をお願いし、災害時に備えた連携を図っているところであります。

次に、自然災害における防災への消防団の取組についてであります。消防団員は常勤の消防職員とは異なり、火災等災害発生時に自宅や職場から現場へ駆けつけ、これまでに培った経験を生かした消火活動・救助活動を行う非常勤特別職の地方公務員であり、消火活動のみならず、地震や風水害等、多数の人員を必要とする大規模災害時の救助救出活動、避難誘導、災害防御活動など非常に重要な役割を担っております。

さらには、平常時におきましても、住民への防火指導、巡回広報等、地域に密着した活動を展開しており、地域における消防力・防災力の向上に大きな役割を果たしております。

町消防団といたしましては、有事の際に迅速かつ的確に行動できるよう、町総合防災訓練への参加や、水防団として水防訓練の実施など、実践的な訓練を行うほか、地元地域で開催される防災訓練や出前講座などへ積極的に参加をしております。

町としましては、消防団が平常時から訓練や講習を通して、地域と一体となって、消防防災技術の向上と地域との共助を図れるよう支援を行うとともに、消防機器の充実や、安心安全のまちづくりに努めてまいりたいと考えております。

住民環境課長（山下君） 私からは、ハの火災の発生状況について、昨年度と比較した今年の火災発生状況と出動要員数につきまして、お答えいたします。

令和5年1月から12月の間、町内では9件の火災が発生しました。9件の内訳でございますが、建物火災が4件、林野火災が2件、その他火災が3件となっております。このうち消防団が出動した火災は、林野火災1件、建物火災2件、出動人員は延べ340名ほどで、昨年4月の林野火災におきましては、全分団が3日間連続で出動し、地元分団におきましては、夜間においても警戒をしたところでございます。

令和6年は、1月から10月までで、14件の火災が発生しており、建物火災が6件、車両火災が1件、その他火災が7件であります。このうち消防団が出動した火災は、建物火災2件で、延べ100名ほどの出動でありました。

出動した建物火災につきましては、いずれも夕刻の時間帯であり、主要道路に近く、交通量が多い中での消火活動となり、また、双方とも、地元分団は、深夜まで警戒したところでございます。

住民の皆様におかれましては、いざというときに備え消火訓練を実施するだけでなく、火災を起こさないよう、予防に取り組んでいただくことも重要であることから、消防団では、地域を巡回しての広報や啓発など、火災予防活動も実施しております。

町としましても、同報系防災行政無線や「すぐメール」による火災予防啓発や、広報誌による周知を定期的の実施してまいりたいと考えております。

6 番（宮入君） ただいまご答弁をいただきました。1 点、再質問をお願いします。少し古くなりますが、6 月 25 日の信濃毎日新聞によると、消防団員の成り手不足が深刻化する中、新たに加入する外国籍住民の団員の存在感が高まっている。多文化共生の観点から歓迎の声がある一方、活動の壁となるのが消防団員の公務員としての地位。公権力を行使する公務員は、原則、日本国籍が必要になる。

総務省消防庁は、延焼防止のために他人の財物を壊すといった活動には制限がかかるとの見解。外国籍団員が現場でどこまでできるかは曖昧な状態で、同庁は本年度中に目安を示す方針とのことであります。

また、消防団は、消防組織法や条例に基づいて各市町村ごとに設置される消防機関でありまして、団員は先ほどもお話がありましたとおり、非常勤特別職の地方公務員にあたります。消防庁によると、2023 年 4 月の外国籍の消防団員は、全国で 479 人、2020 年から毎年増加しているとのこと。県消防課などによると、県内では調査を始めた 2020 年の 18 人から、昨年 4 月には 24 人に増加。佐久市、長野市など 12 市町村に在籍し、大半の団が在留資格などについて明文化した規程を設けていないが、中長期の定住者が多いと見られると報じました。

以上のことから人口減少に伴う今後の消防団の在り方、並びに当町における外国籍の団員採用についての町の考えをお聞きます。

以上の質問について、答弁をお願いします。

住民環境課長（山下君） ただいまの再質問にお答えいたします。

最初に、人口減少に伴う今後の消防団の在り方についてのご質問であります。消防団は、地域における消防防災のリーダーとして、平常時、非常時を問わず地域に密着し、住民の安心と安全を守るという重要な役割を担っておりますので、今後も引き続き、各分団の担当する地区の区長さんと情報を共有する中で、新入団員の確保に努め、訓練や講習を実施していき、有事の際に備えてまいりたいと考えております。

次に、当町における外国籍の団員採用についてのご質問であります。ご質問にもありましたとおり、外国籍の消防団員につきましては、公務員の国籍の問題や、外国籍の消防団員の活動においては一定の制限がかかることなど、どこまで活動できるか曖昧な状態であることから、総務省消防庁は、本年度中に外国人の消防団活動の目安を示す方針であります。

当町におきましては、総務省が示した方針を踏まえ、適切な対応を取ってまいりたいと考えております。

6 番（宮入君） ただいま各項目並びに再質問について、丁寧な答弁をいただきました。伝統ある坂城町消防団がこれからも住民の安全・安心に寄与されることを願って、次の質問に移ります。

２．有害鳥獣対策について

今年も町内至るところで有害鳥獣における被害並びに目撃情報が聞かれる１年であったかと思えます。その中において、昨年度、人的被害が１９８件、死者６人を含む２１９人で、統計のある２００６年度以降で最多となった熊に関する出没情報が、１１月２７日の毎日新聞に掲載されました。

２０２４年度の上半期、４月から９月までの全国の熊の出没情報件数は１万５，７４１件、前年同期比２，３５０件増に上り、現行調査となった２０１６年以降で過去最多であったことが環境省のまとめで明らかになった。冬眠前の今の時期は、熊が餌を求めて人里へ降りて来やすいため、同省はさらに注意を呼びかけている。

出没情報件数には、非公表の北海道は含まれていない。また、九州、沖縄は熊が生息していないため、調査対象外。環境省鳥獣保護管理室によりますと、昨年度は熊の餌となるドングリを实らせるブナ科堅果類が東北地方で大凶作となり、１０月から１１月に出没数が激増。その結果、年間出没情報は２万４，３４５件と、先ほど述べました人身被害は、共に過去最多を記録しました。

今年度は、目撃情報が増えた一方で、人身被害は上半期で６７人にとどまる。環境省は、昨年度に出没が相次いだことを踏まえ、警戒意識の高まりから、今年度上半期は情報が特に増えたのではないかと見てしていると報じました。

また、身近な話としまして、先日も私のところに、近所でイノシシが何匹も走り回っていて困るとの話がありました。町においても、対応に苦慮されているかと思えます。

以上のことから、有害鳥獣対策について、３件の項目をお聞きします。

イ．捕獲状況について

１、イノシシ、熊等が出没した際の町の対応は。

２、今年度の捕獲状況は。

ロ．有害鳥獣対策について

１、今年度これまで行っている取組の内容は。侵入防止柵など。

ハ．今後の取り組みについて

１、有害獣の住民への周知方法について、スマホアプリなどを活用する考えは。

２、侵入防止柵の設置延伸に向けた今後の対応は。

以上の質問について、答弁をお願いします。

商工農林課長（北村君） 有害鳥獣対策についてのご質問に、順次お答えいたします。

有害鳥獣による被害につきましては、日本各地で熊被害が相次いだ昨年度に引き続き、今年度も熊やイノシシなどの住宅地への出没情報や人的被害、農作物被害の情報など連日メディアで取り沙汰されており、最近では商業施設に熊が立て籠もるといった事件等も発生しております。

す。

町内におきましても、春先からイノシシの住宅地への出没情報や農作物の被害情報が多数寄せられ、町猟友会と連携して対応しているところであります。

ご質問のイ．捕獲状況についてのイノシシ・熊等が出没した際の町の対応につきましては、町に寄せられた出没情報や被害情報を基に、町職員と町猟友会により現地を確認し、イノシシや熊がまだ近くに生息している可能性がある場合には、「すぐメール」により住民の皆さんに出没情報を周知しています。

また、千曲警察署とも連携し、周辺にお住まいの方への注意喚起やパトロールを行うほか、出没地域が小中学生の通学路付近の場合には、教育委員会にも情報を提供し、保護者同伴による下校や集団下校などの対応をお願いしております。

捕獲方法につきましては、イノシシの場合、出没するルートを見定めて町猟友会により、おりやわなを設置して捕獲に努めることとなりますが、熊の場合には鳥獣保護管理法により、緊急性がある場合を除き県に捕獲権限があるため、県に捕獲許可を申請し、許可後に熊専用のおりを設置し捕獲しております。

次に、今年度の捕獲状況につきまして、11月30日現在で申し上げますと、イノシシ45頭、ニホンジカ26頭、熊、ハクビシン、アナグマ各5頭、キツネ1頭の計87頭捕獲いたしました。

昨年度はイノシシ39頭、ニホンジカ22頭、熊3頭、ハクビシン2頭、アナグマ1頭の計67頭でありましたので、昨年度と比較して既に20頭増加している状況であります。

続いて、ロ．有害鳥獣対策についての本年度これまで行ってきた取組の内容はのご質問につきまして、お答えいたします。

まず、防除対策として、これまで村上地域入横尾地区で行ってまいりました侵入防止柵の設置を、今年度は金井地区において美山園の周辺から小丸山東側付近までの約500メートルの区間で設置を進めております。12月1日と8日の2日間にわたり、金井区の皆さんを中心とする大勢の皆さんにご参加いただく中で設置作業を行い、今年度予定しておりました柵の設置が完成いたしました。

次に、捕獲対策につきましては、町猟友会の協力の下、今年も熊の目撃情報、被害情報が寄せられたことから、県に捕獲許可申請を行い、許可を受けた上で、おりにより捕獲したほか、イノシシ、ニホンジカにつきましても現場を確認して、おりやわなによる捕獲に取り組んでおります。

また、地元自治区と猟友会、町が協力して有害獣の駆除を行う集落捕獲隊の取組を、今年は北日名、南日名、上平、新町の4地区で行い、イノシシ5頭、鹿3頭、アナグマ1頭を捕獲しております。

さらに、今後より効率的な捕獲を行うために、おりやわなに有害獣がかかった際に町猟友会の会員や、町職員のスマートフォンなどに情報が届くＩＣＴを活用した捕獲状況の確認システムの導入に向け、現在、準備を進めているところであります。

この機器の導入により、これまでおりやわなを仕掛けた際に負担となっていた毎日の見回りの負担軽減が図られることが期待されます。

次に、ハ、今後の取り組みについての有害獣の住民への周知方法について、スマホアプリなどを活用する考えはについてお答えいたします。

現在、イノシシや熊等の出没情報があった際には、「すぐメール」で住民の皆さんへ周知を行っておりますが、メールによる文章のみでは出没場所の特定が難しい場合や、土地勘がない方への周知などに課題がありましたので、スマホアプリを活用して、地図と連動した出没場所の情報や、目撃した獣種、頭数などに加え、木への爪痕や畑の掘り起こしなどの被害状況を写真により周知できないか、現在、検討を進めております。

こうしたアプリについては、既に導入している自治体もありますので、運用方法など参考にしてみたいと考えております。

続いて、侵入防止柵の設置延伸に向けた今後の対応はについてお答えいたします。

現在、金井地区において、今年度から来年度の２か年で侵入防止柵の設置を進めているところでありますが、引き続き新地区や鼠区へも設置の効果などを説明する中で、侵入防止柵設置が継続していけるよう取り組んでまいりたいと考えております。

また、来年度は、大宮区において、侵入防止柵の設置に向けて、現在、ルート選定や協議会の設立に向けた準備を進めております。新たに坂城地区での侵入防止柵の設置となりますので、これまでに設置された他地区の取組方法などをご紹介するなど、町としてもサポートしてまいりたいと考えております。

有害鳥獣対策につきましては、引き続き、防除対策、捕獲対策、環境整備を組み合わせた総合的な対策を軸に、有害鳥獣被害の軽減に努めていくとともに、町猟友会や地元自治会、農家の皆さんなど、町民の皆さんにもご協力いただく中で、地域が一体となって進めていけるよう取り組んでまいりたいと考えております。

6番（宮入君） ただいま、ご答弁いただきました。２点、再質問をお願いします。

１、全国の熊の目撃情報については冒頭申し上げましたが、町内における熊の目撃情報について、昨年との対比は。

２点目として、１１月１７日の信濃毎日新聞は、北海道猟友会が自治体からの駆除要請を拒否することも含めて検討を始めた。背景として、要請を受けて出動した猟友会のハンターが猟銃所持許可を取り消されたのを妥当とした、１０月１８日の札幌高裁判決を受けた対応と報じました。

2として、そのことを踏まえ、坂城町においても猟友会との連携が大事と考えますが、町の対応は。

以上の質問について、答弁をお願いします。

商工農林課長（北村君） 再質問にお答えいたします。

まず、今年度の町内における熊の目撃情報につきましては、11月末現在で14件の報告があり、昨年の同時期が9件でありましたので、5件増えている状況であります。

続いて、先般の北海道猟友会の事例を基に、猟友会との連携についてのご質問をいただきました。住宅地等で出沒した熊などの大型獣に対して銃による駆除を行う必要がある場合には、千曲警察署と町、町猟友会の3者にて十分協議し、対応してまいりたいと考えております。

また、町猟友会との連携という点につきましては、効率的な有害鳥獣対策を行うため、おりやわなの設置場所の選定など、野生鳥獣の習性や特性を考慮した対策方法について、日頃から助言をいただいております。

また、先ほども答弁させていただきましたが、スマートフォンを使った捕獲状況の確認システム導入に向けた準備を進めておりまして、おりやわなを仕掛けた際に猟友会の皆さんの負担となっている毎日の見回りの負担軽減にも努めてまいりたいと考えております。

今後も、引き続き、町猟友会と連携を密にして、有害鳥獣対策に努めてまいりたいと考えております。

6番（宮入君） ただいま各項目並びに再質問について、丁寧な答弁をいただきました。これからは有害鳥獣対策には住民に対する安心・安全のため、十分な予算確保をお願いしたいと思えます。

最後になりますが、11月27日の信濃毎日新聞に、マイコプラズマ肺炎最多更新、全国増加傾向が続くとの記事が掲載されました。内容としては、国立感染症研究所は、26日、呼吸器感染症のマイコプラズマ肺炎の患者が、現在の集計方法となった1999年以降、最多を更新したと発表しました。細菌であります肺炎マイコプラズマが起こす感染症で、発熱、長引くせきが特徴で、秋冬に流行し、飛沫感染、接触感染で広がると言われております。

医療機関によりますと、この時期は新型コロナウイルス、インフルエンザに続いて第3の感染症への対応が必要とされるとのことと、処方箋においても品不足が出始めているとのこととです。いずれにしましても、年の瀬を迎える中で、それぞれの感染症に対し、手洗い、うがい等の予防に努め、健康で新しい年を迎えたいと考えます。

以上で私の一般質問を終わります。

議長（滝沢君） 以上で、本日の議事日程は終了いたしました。

明日10日は午前10時から会議を開き、引き続き一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

(散会 午後 2時26分)

